

第 部

検証 IFRS 適用 時における税務③

引当金・偶発負債 に係る税務

～法人税における不確実な税務上の
ポジションへの影響を考慮して～

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人・米国公認会計士 古川 武宏

は じ め に

我が国における企業会計上では、保守主義の原則に従い「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない」としている。また、費用収益対応の原則から、収益との対応をはかるために発生主義による費用計上が要請される。引当金はこれらの会計原則によって費用計上が強制されるが、税務上は原則として債務確定主義を採用してお

り、見積りによる損金算入は認めていない。これは我が国における会計基準と税務上の取扱いであるが、本項では、国際会計基準（以下、「IFRS」）における引当金の会計基準を我が国の会計基準と比較し、その差異を解説するとともに税務実務への影響を検討していきたい。加えて、IFRSにおける法人税の不確実な税務上のポジションに係わる会計処理について解説する。

日本基準とIFRSにおける取扱い

1 日本基準における取扱い

引当金は企業会計原則注解18（以下、「注解18」）によると「将来の特定の費用または損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部または資産の部に記載するものとする」とされている。さらに、同注解では、引当金の種類として、製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当

金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等を例示している。

また、法人税法上の租税特別措置法で定められている各種準備金については、前述の注解18の要件を満たさない限り、費用・負債計上は会計上認められず、剩余金として会計処理が行われている。

また、偶発負債については財務諸表等規則第58条において、債務の保証、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものは、その内容及び金額を注記しなければならないとしている。

2 IFRSにおける取扱いと日本基準との相違点

IFRSでは、基本原則として資産および負債の増減をもとに収益および費用を認識する資産負債アプローチを採用しているが、引当金についても同様のアプローチが適用される。IFRSにおいて引当金の会計基準は国際会計基準（以下、「IAS」）第37号に規定されており、ここでは引当金（Provisions）に加え、偶発負債（Contingent Liabilities）および偶発資産（Contingent Assets）を取り扱っている。IAS第37号は、引当金、偶発負債および偶発資産に適切な認識基準ならびに測定規準を適用し、財務諸表の利用者がそれらの内容、時期および金額について理解できるように十分な情報が財務諸表上に開示されることを確実にすることを目的としている。

<引当金、偶発負債、偶発資産の定義>

引 当 金

時期または金額が不確実な負債。過去の事象の結果として生じた現在の債務（法的または推定的債務）であり、債務決済のために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く（Probable）、信頼性をもって金額を測定することができる債務

偶 発 負 債

過去の事象から発生し得る債務のうち、企業の完全な支配が及ばない将来の一つまたは複数の不確実な事象の発生の有無によってのみ、その存在が確認される債務。または、過去の事象によって発生した現在の債務（注1）であるが債務決済のために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く（Probable）はない債務、または十分な信頼性をもって金額を測定する

ことができない債務

偶発資産（注2）

過去の事象から発生し得る資産であり、企業の完全な支配が及ばない将来の一つまたは複数の不確実な事象の発生の有無によってのみ、その存在が確認される資産

（注1） 現在の債務は、過去の事象から発生した債務で、債務を決済する以外に企業が現実的な選択肢を有していないものであり、企業の将来の行為によってその支出を回避できるものはこれに該当しない。

（注2） 我が国の会計基準では該当する規定は存在しない。偶発資産の例としては、企業が法的手段により訴求中であるがその結果が不確実な場合の請求権がある。IAS第37号では、偶発資産を認識した場合、将来実現しない可能性のある収益を認識することになるため財務諸表上では認識されないとしている。しかし、実現がほとんど確実になった時点では、資産として認識することが適切である。

（1）貸倒引当金

IAS第37号の規定は貸借対照表上で負債項目として認識されるものに限定されている。引当金は国によっては、資産を評価減するための調整金額として使用される。例えば、我が国では貸倒引当金が代表的である。しかし、IFRSでも貸倒引当金として表示することを禁止しているわけではなく、IAS第39号は、貸付金及び債権に関して期末日時点で実際に減損の客観的証拠が存在する場合に、帳簿価額を当初認識時に計算された実効金利に基づく将来キャッシュフローの割引現在価値まで減額し、減損損失（貸倒引当金）を認識することを求めている。そのため、IFRSでは期末日時点で実際に存在する減損についてのみ損失を計上しなければならないことから、日本基準のように過去の貸倒実績率をそのまま使用することが適切でない場合もある。

(2) 推定的債務

また、引当金として認識される債務には法的債務のみならず推定的債務も含まれる。推定的債務とは、過去の経験により確立されている実務慣行、公表されている政策または極めて明確な最近の文書によって、企業が外部に対し一定の責務を負うことを表明しており、かつその結果、当該企業がこれらの責務を果たすであろうという妥当な期待を外部の者に引き起こさせている場合に生じる債務をいう。推定的債務の存在の有無の判定は容易ではなく、実務上どの時点で費用を認識するかについて企業の判断が求められるところである。場合によっては、企業はこうした判断を行うにあたり、できる限りの利用可能な証拠を入手・分析し専門家の意見なども考慮する必要がある。一方、日本基準では推定的債務については規定されていない。

(3) リストラクチャリング引当金

推定的債務が問題となるものとしてリストラクチャリング引当金があげられる。すなわち、リストラクチャリングの場合、企業がリストラクチャリングに関する詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施を開始するか、またはリストラクチャリングに関する主要な特徴に影響を受ける人々に公表することによって、関係者の妥当な期待を引き起こさせた時点で推定的債務が発生する。我が国の会計基準ではリストラクチャリング引当金について特に定めた規定はない。したがって、IFRSにおける現在の債務が存在しない状況であっても、注解18による要件を満たせば引当金の計上を可能とする我が国の会計基準では、リストラクチャリング引当金をIFRSで認識される時期よりも早い段階、たとえば取締役会決議日時点（ただし、未公表）で計上することが考えられる。

(4) 資産除去債務

また、有形固定資産などを保有している企業は、将来においてその解体や撤去等で発生

が見込まれる債務（法的または推定的債務）が存在する場合には、前述の要件に従い関連資産の取得時などに引当金を認識することになる。我が国では一般的にはこのような債務の計上は行われていなかったが、平成22年4月1日以降に開始する事業年度（早期適用あり）から法的債務またはこれに準ずるものについて、資産除去債務の計上が求められることになった。しかしながら、IFRSでは上述のとおり推定的債務も負債計上額に含まれる点が明確になっているなど、IFRSと日本基準の内容は完全に同一ではない。

(5) 現在価値への割引

IFRSで注意すべき点としては長期の債務で時間的価値による影響が重要な場合には、引当金額を現在価値に割り引くことが求められている。一方、日本基準ではこのような全般的規定は存在せず、個別の基準として、たとえば退職給付引当金及び資産除去債務に関して現在価値での測定が求められているのみである。

(6) ポイント引当金

最後に、顧客の囲い込みや販売促進を目的としてポイント制度を導入している企業は、顧客が将来その制度を利用することに備えて、適切な会計処理を行う必要がある。我が国においてはポイント制度に係る会計処理について個別に規定している基準は存在しないが、実務上では注解18の要件に従い引当計上が行われている場合がある。IFRSでは、国際財務報告解釈指針委員会（以下、「IFRIC」）が公表したIFRIC第13号「カスタマーロイヤリティープログラムの会計処理」で、販売時に引き渡された物品またはサービスの売上金額と付与されたポイントの使用時に計上すべき売上金額とに区分することを求めている。後者に関する売上金額は実際にポイントが使用されるまでは負債として認識し、収益の認識を繰り延べることが規定されている。したがって、IFRS適用後、企業はポ

イント制度に係る収益の認識時期が将来に繰

り延べられることに留意する必要がある。

税務上の取扱い

日本基準・IFRSに拘わらず引当金として帳簿上で費用計上された項目は、税務上、どの時点で損金算入できるのかが検討すべき課題となる。我が国の法人税法においては費用の損金算入の時期は原則として債務確定主義に基づいて判断が行われる。債務の確定の判定については、法人税基本通達2-2-12で触れられており、下記のすべての要件に該当する場合には当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものと規定している。

当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること

当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること

当該事業年度終了に日までにその金額を合理的に算定することができるものであること

一方、我が国の会計基準に基づき計上される引当金は費用収益対応の原則に基づき、発生ベースで認識されるものである。法人税法22条では「当該事業年度終了の日までに債務の確定しない費用は当該事業年度の損金の額に算入しない」としているため引当金の性質から税務上は否認されることになる。しかし、別段の定めにより、引当金のうち法人税法上で繰り入れが認められるものとして貸倒引当金と返品調整引当金がある。貸倒引当金ならびに返品調整引当金は、一定の要件のもと繰入限度額が定められている。我が国では損金計上を行うためには法人税法2条26号に定められている損金経理の原則に従うことになり、損金経理された額は繰入限度額の範囲内で損金の額に算入することが認められている。I

FRSが適用され会計基準が変更となっても、現在の税法に改正がなければ、繰入限度額の範囲内において前述の要件のもと、引き続き損金算入が認められることになる。ただし、損金経理された金額が繰入限度額を下回る場合には、その差額は権利放棄されたとして損金算入されないように注意する必要がある。

以前はこれらの引当金に加えて賞与引当金・退職給与引当金・特別修繕引当金・製品保証等引当金が損金算入を認められていたが現在では認められていない。したがって、貸倒引当金や返品調整引当金以外に帳簿上で計上された引当金は、一般的に税務上の損金算入時期より早い段階で費用として取り扱われる。この場合、税効果会計により、引当金の会計上の簿価と税務上の簿価との差異は将来減算一時差異として取り扱われ、それに回収が見込まれる期の税率を乗じた額が繰延税金資産として貸借対照表上で認識される。将来、課税所得が生じる見込みがなく繰延税金資産の回収可能性が低いと判断した場合には、評価性引当金を計上し、回収可能な金額まで繰延税金資産を減額する処理が会計上必要となる。なお、税務上、損金算入が認められている引当金であっても、会計上の簿価と税務上の簿価に差異がある場合には、我が国では損金算入時期が異なるため繰延税金を認識することになる。

また、前述の引当金に加え、我が国では社会的・政策的要請から時限的に損金算入が認められる引当金や準備金がある。これらは租税特別措置法で規定されており、前述の損金経理の方法または剩余金の処分による経理処理が損金算入の条件となっている。しかし、IFRS適用後は、政策的要請からでた税法上の引当金や準備金が、前述の - 2で解説

した引当金の認識要件を満たしていない場合にはそれらを財務諸表上で負債として認識することはできない。この場合、剩余金の処分による経理処理要件を満たすことによって損金とすることが考えられるが、今後は確定決

算主義の見直しの議論が行われ、損金算入にあたってこれらの経理処理を要件としない項目も出てくる可能性があるのではないかと考えられる。

IAS37号の改訂について

2005年6月にIASBによりIAS37号の全面的な改訂についての公開草案（以下、「公開草案」）が公表されている。その目的とするところは、米国会計基準リストラクチャリング時の費用の認識時期の差異を解消すること、他のIFRSにおける基準との不整合を解消すること、そして、負債の測定方法についてより明確なガイダンスを提供すること、であった。本公開草案の主な提案を以下のとおり要約する。

* 引当金・偶発負債・偶発資産の用語の廃止

現行のIAS37号では引当金を時期または金額が不確実な負債として定義しているが、公開草案では引当金・偶発負債・偶発資産の用語が廃止され、他の基準によって規定されているものは除き金融負債以外のすべての負債にIAS37号が適用されるとしている。

* 負債の測定方法

現行のIAS37号では期末における現在の債務の決済のために要する支出を最善の見積りによって測定することを要求している。最善の見積りとは債務の決済または第三者への移転のために支払われるであろう合理的な金額とされている。また、期待値が母集団の大きい項目の測定のベースとなる一方で、単一の債務の最善の見積りは個々の結果のうち最も起こりうる可能性に基づいて測定することとなっている。公開草案では、「最善の見積り」の文言が除か

れており、非金融負債について期末における現在の債務を決済または第三者へ移転するために合理的に支払うであろう金額によって測定することに修正されている。この点については現行の基準の考え方と比較し大きな変更は見られないが、期待値アプローチが非金融負債の測定のベースとなることを強調している。

* 蓋然性基準の廃止

現行のIAS37号では債務の決済のために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い（50%超の確率）ことが引当金の認識要件の一つであったが、公開草案ではその蓋然性基準が廃止されている。

* リストラクチャリングに関する規定

現行のIAS37号では企業はリストラクチャリングについての詳細な公式な計画を有し、それを実行するであろう妥当な期待を関係者に引き起こさせる場合に、当該リストラクチャリングから発生するであろう直接的な支出全体について認識することとしている。公開草案ではリストラクチャリングに係わる個々の費用は、非金融負債の認識要件を個別に満たした際に計上することができますとしている。また、リストラクチャリングに関連する費用についてのガイダンスが提案されている。

本公開草案のパブリックコメントでは、測定方法について依然として不明確であるとの意見が寄せられていた関係から、2010年1月に負債の測定の規定に限定した公開草案（以

下、「再公開草案」)を公表している。その主な内容を以下のとおり要約する。

- * 再公開草案では、企業が債務から解放されるために支払われる合理的な金額により測定されることとしている。これにより、債務を解約する場合や第三者に移転する場合といった通常の債務の履行によらない場合の測定方法も包含されている。
- * 債務の解約や第三者への移転による流出額が債務の履行と比し低い金額となる場合には、その流出額のうち最も低い金額により測定が行われる。
- * 債務を履行する場合における測定金額は、必要な資源のリスク調整後期待現在価値となり、その計算要素として、将来における資源の流出の見積(期待値)、割引率(貨幣の時間的価値)、及び不確実性に

伴うリスクの調整(実際の資源の流出額と見積金額とに差異が生じるリスク)が含まれる。

- * 上記の将来における資源の流出の見積(期待値)は、起こりうる結果に関する発生可能性を加重平均して算定する方法(probability weighted average approach)を用いて測定が行われる。IASBは、当該期待値が最終的に企業によって支払われる金額と異なる可能性があることを認識している一方で、当該金額が投資家にとって最も有用な情報であると考えている。

再公開草案の負債の測定の考え方は、法人税の取扱いが不明確な場合における会計処理にも反映される可能性があるため、次項以降でその影響について触れていくたい。

法人税の不確実な税務上のポジションの取扱い⁽¹⁾

税務においてはその取扱いが明確でない取引や税務当局との未解決の係争などが実務上数多く見受けられ、これらを要因として将来発生するかもしれない税金債務を会計上どのように認識するかが問題となる。

IFRSでは法人所得税に係る会計処理はIAS第12号「法人所得税」で取り扱われている。当該基準は、資産負債アプローチをベースに当期及び将来の税務上の影響をどのように会計処理すべきかに関して主に規定している。現行のIAS第12号では、このような不確実な税務上のポジションについて、明確な規定は存在しない。また、IAS第37号は、法人所得税に関する引当金をその適用範囲から除外している。しかし、企業はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における会計方針選択のヒエラルキーに基づき、不確実な税務上のポジションに関して、IAS第37号を適用することを選

択できる。ただし、選択することが要求されるわけではないため、結果として実務では以下のように不確実な税務上のポジションに関する多様な会計処理方法が存在する。

現行のIAS第37号に従うと、税務否認される確率がされない確率よりも高いと判断される場合には不確実な税務上のポジションが認識され、そうでない場合には全く認識されないことになる。しかし、実務においては50%超の確率で実現しないと思われる不確実な税務上のポジションに対しても、起こりうる結果に関する発生可能性を考慮して認識する方法が採用されている場合もある。さらに、上述の会計方針選択のヒエラルキーに基づき、米国基準におけるFASB解釈指針第48号「法人所得税の不確実性に関する会計処理」に規定される会計処理をIFRS上で適用している企業もある。

このような中、IAS第12号の改訂作業が

進められていたが、2009年3月31日に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, 以下IASB）は新基準の公開草案（Exposure Draft, 以下「本公開草案」）を公表した。しかしながら、受領したコメントの中には、2011年6月までのIASBの審議スケジュールが非常にタイトである中で、法人所得税について本公開草案が提案している内容の改訂作業を継続する必要性を疑問視するもののが多かった。これらを踏まえ、2010年3月のボード・ミーティングにおいて、当該プロジェクトの範囲及び運営方法等を抜本的に見直すことが暫定的に決議された。

本公開草案には不確実な税務上のポジションに関連する負債（又は資産）の認識と測定に関して、明確な規定が追加されていた。すなわち、金額が不確実であるが、仮に税務当局が否認した場合には、無条件に税金を支払う債務（stand ready obligation, 待機債務と呼ばれる）を企業は負うため、負債を認識することを提案では求めていた。認識基準としては、米国会計基準で規定されている50%超の発生可能性を求める蓋然性要件は設けられておらず、すべての不確実な税務上のポジションを考慮して税金負債（又は資産）を認識することを提案している。すなわち、認識

される不確実な税務上のポジションに関する税金負債（又は資産）は、起こりうる結果に関する発生可能性を加重平均して算定する方法（probability weighted average approach）を用いて測定を行うことを求めていた（【図表】参照）。さらに、測定にあたっては税務当局によって調査を受けるか否か、また、発見されるリスクは考慮せず、税務当局が税務上の不確実性に関連したすべての情報を保有し、かつ税務調査を行うことを前提とする。つまり、税法上の理非のみにおいて判断を行うこととされていた。

不確実な税務上のポジションを含む法人所得税に関する会計基準において、IFRSと米国会計基準とに未だ多くの差異が存在している。IASBと米国財務会計審議会（FASB）は2009年10月に共同でボード・ミーティングを開催し、現行のIAS 12号の抜本的な見直しを行うことについての検討を将来行うことを示唆している。その一方で、IASBはより短期的な改善として、2010年7月の単独のボード・ミーティングにおいて、いくつかの実務上の問題点のみをIAS 12号の改訂作業の範囲とすることを暫定的に決定した。これに基づき再公開草案が2010年12月に公表され、2011年6月に最終基準化することが計画されている。この実務的な問題点には、不

【図表】

A社は税務申告において、ある控除に対し不確実な税務上のポジションを取り、結果として1,000万円の税額が軽減された。当該企業は、起こりうる結果の発生可能性を以下のように予測している。

潜在的ベネフィット(A)	発生可能性(B)	発生可能性の加重計算(A × B)
1,000万円	10%	100万円
800	20%	160
600	25%	150
400	30%	120
0	15%	0
		530万円

起こりうる結果の発生可能性を加重平均することにより、470万円の潜在的税金債務を負債として計上する（1,000万円 - 530万円）

確実な税務上のポジションが含まれており、当該項目についてはIAS 37号の改訂が終了した後に改訂の検討を行うこととしている。これはIASBがIAS 37号の負債の認識および測定方法と整合性を持たせる形で改訂を

行うことが望ましいと考えているためである。この点については先のIAS 37号の再公開草案の箇所で紹介した債務を履行する場合の測定方法を参照されたい。

実務担当者が今後検討すべき課題

金融庁の企業会計審議会・企画調整部会は2009年2月4日に我が国における国際会計基準の適用についての方向性や考え方を「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告（案））（以下、「中間報告（案）」）で公表し、同年6月30日にその公開草案に修正を加えた改訂版を正式な中間報告（以下、「中間報告」）として公表した。これを受けて、2009年12月11日、金融庁は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公布し、2010年3月31日以後に終了する連結会計年度から、IFRSによる連結財務諸表を作成することができるとした。

IFRSを連結財務諸表作成企業の個別財務諸表にも適用することについては規定されておらず、現段階では連結財務諸表のみに適用される。また、強制適用時においても上場企業の個別財務諸表にIFRSを適用することについては未定であるため、個別財務諸表がこれまでどおり我が国の会計基準にしたがって作成されており、それをベースに課税所得の計算が行われている限り、納付税額への影響はないことになる。

しかし、経理・税務実務担当者が検討すべき論点がないわけではない。IFRSが連結財務諸表に適用された場合、我が国の会計基準で計上される資産および負債と計上すべき金額が異なる可能性がある。その場合、連結貸借対照表に計上されている資産および負債の金額と、課税所得計算上の資産および負債の金額（いわゆる、税務上の簿価）の差額が

一時差異となり、その差額に回収または支払が行われる期の税率をかけて、連結貸借対照表に計上すべき繰延税金資産および負債が計算される。したがって、税務上の簿価に変更がない場合であっても、会計上の簿価に変更が生じた場合には、当然のことながら繰延税金資産・負債の再計算が必要となる。

また、上記でも述べたが、タックスエクスポートジャーライ⁽²⁾という概念に従い、不確実な税務上のポジションが存在する場合に、会社が潜在的な財務上の影響額を見積り、不確実性の主要な要因を開示することが今後要求される可能性がある。不確実な税務上のポジションの財務諸表への開示は、2006年12月16日以降開始事業年度より米国で導入され、そして今回、IFRSへの導入が検討されているものであるが、日本の会計慣行には存在しなかったものである。したがって、IFRSを適用した場合には、タックスエクスポートジャーライ⁽²⁾を開示するために、潜在的な税務リスクをいかに特定・数値化し、財務諸表へ反映させるかという税務プロセスが必要となる。米国会計基準で財務諸表を作成する一部の日本多国籍企業では不確実な税務上のポジションを把握・分析する税務プロセスを整備し、既に対応を行っているが、一般的にはこのようなプロセスが必ずしも充分に整備されているとは言えないケースが多く見受けられるのが現状である。IFRSへの対応のみならず税務処理の透明性がOEC^Dで議論されており、米国をはじめとする一部の税務執行における先進的な国々で導入されている制度⁽³⁾に

対応するためにも、コーポレートガバナンスの観点から税務リスクの特定や数値化のためのプロセスを企業の内部統制に組み入れリスク管理を行うことが求められることになると考えられる。

加えて、I F R Sを現在適用していない企業であっても、I F R Sの適用が与える影響度をステークホルダーから説明を求めされることを想定し、対応策を検討されることが推奨される。

(注)

- (1) 不確実な税務上のポジションは、税法上の解釈、特定取引への税法の適用可能性、またはその両方について不確実性が存在する場合に生じるものという。例えば、税務上否認される可能性があるが税務申告書上で損金算入されている費用や関連者間における国際取引において設定する移転価格で否認される可能性のあるものなどがあげられる。
- (2) 会社の税務計算上は要納付額として算定していないが、税務当局の解釈によっては新たな納税額が生じるリスクをいう。
- (3) 制度の例示として、米国では企業改革法（いわゆるS O X法）及び不確実な税務上のポジションについての会計処理を定めるF A S B解釈指針第48号「法人所得税の不確実性に関する会計基準」（本解釈指針は2009年9月に米国会計基準が体系化されたことに伴いトピック740において規定されている）がある。また、米国税務当局は税務申告書上で不確実な税務上のポジションの開示を求める提案を現在行っており、2010年度分の税務申告書から本開示が適用される見込みである。さらに、オランダでは2005年

より水平的モニタリング制度（Horizontal Monitoring）が導入され、納税者が有するタックス・コントロール・フレームワーク（税務リスク管理のための内部統制の枠組み）を税務コンプライアンスの向上に活用している。本制度では納税者はオランダ税務当局とコンプライアンス契約を締結し、自らの有する税務上のポジションに係する内部統制が有効であることを税務当局に示すことに加え、相互の情報交換を行うことが求められている。

【参考文献】

- ・ 新日本有限責任監査法人『国際会計の実務（上巻・下巻）』（2007／8）
- ・ 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人『税務リスクの管理と会計実務』

(了)

【執筆者紹介】

古川武宏（ふるかわ たけひろ）
新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
日米において日本企業ならびに外資系企業に対する国際税務、税金勘定に係る監査、税務プロセスに係るJ-SOXおよびU.S.-SOXコンプライアンス業務、FIN48（不確実な税務上のポジションに係る会計処理）文書化サポート等に専門。

新日本有限責任監査法人 I F R S 推進本部
ステアリングコミッティ メンバー
米国公認会計士（カリフォルニア州登録）・米国公認会計士協会会員

【主要著書】

- ・『税務リスクの管理と会計実務』（共著、中央経済社）